

報告事項No. 2

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

- (1) 件名 令和5年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択に係る議案の訂正
- (2) 内容 令和4年8月21日開催の川崎市教育委員会臨時会で採択された「議案第25号 令和5年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）」のうち、一部の記載内容に誤りがあり、次のとおり訂正した。

【訂正前】

頁	No.	種目	発行者名 (コード)	図書コード	一般図書名
12	640	理科	学研プラス	目録外	科学のふしぎ なぜ？どうして？ 4年生
17	961	外国語	学研教育出版	目録外	小学生の英語ドリル1アルファベツ ト・ローマ字・フォニックス

【訂正後】

頁	No.	種目	発行者名 (コード)	図書コード	一般図書名
12	640	理科	高橋書店 66-10	目録外	科学のふしぎ なぜ？どうして？ 4年生
17	961	外国語	学研 06-2	目録外	小学生の英語ドリル1アルファベツ ト・ローマ字・フォニックス

2 臨時代理を行った日

令和4年9月30日

3 臨時代理を行った理由

当該議案は、令和5年度に使用する教科用図書の採択に係るものであり、教科用図書の給与事務を行うためには、神奈川県教育委員会を通じて文部科学省に速やかに訂正の報告を行う必要があったため

(参考)

○川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第12号）

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。